



疾第2814-1号  
令和8年2月25日

埼玉県難病指定医療機関 管理者 様  
(会計事務御担当者様扱い)

埼玉県保健医療部  
疾病対策課長 鈴木 久美子  
(公印省略)

## 指定難病等医療受給者証等の記載事項変更について（通知）

本県の難病対策につきましては、日ごろ多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国から、指定難病等の医療受給者証への保険者名、加入保険の記号・番号及び高額療養費の適用区分（以下「適用区分等」という。）の記載が廃止される旨の通知がありました。

つきましては「指定難病医療受給者証」、「特定疾患医療受給者証」及び「県単指定難病医療受給者証」（以下「受給者証」という。）の取り扱いについては下記のとおりとしますので、お手数をおかけしますが、御対応くださるようお願いいたします。

### 記

#### 1 摘要区分の確認について

令和8年3月1日以降、受給者証に記載の適用区分等は使用せず、別紙リーフレットに記載されている方法で確認してください（さいたま市や他の自治体発行の受給者証についても同様です。）。

#### 2 埼玉県から交付している受給者証について

今後、受給者証の様式を改正する予定ですが、当面、本県受給者証の表示は次のとおりとなりますので御注意ください。なお、他の都道府県・政令市（さいたま市含む）が交付している受給者証の対応につきましては、各自治体へ御確認ください。

##### (1) 令和8年3月1日以降に本県が交付する受給者証

埼玉県が交付する受給者証中の、「保険者名」、「加入保険の記号・番号」、「適用区分」欄は原則非表示（空欄等）となります。

ただし、令和8年2月末までに保険者から適用区分の回答や通知があったものについては、表示して交付します。

##### (2) 令和8年3月1日より前に本県交付済みの受給者証

原則、差替えを行いませんので、適用区分等は表示されたままとなりますが、最新の情報でない可能性があるため、適用区分等は使用せず、必ず別紙の方法で確認してください。

※保険者名等の表示が、実際と違っていても受給者証は使用できます。

※保険者名、記号・番号の表示が受診日時点と異なっていた場合は、変更手続きが必要ですので、お手数ですが保健所に連絡するよう患者様に御案内ください（適用区分は違っていても連絡は必要ございません）。

裏面も御参照ください



## 本県受給者証の表示例

### 指定難病医療受給者証

公費負担者番号			
受給者番号			
患者	氏名		
	居住地		
	生年月日		
保護者	氏名	続柄	
	居住地		
保険者	保険者名、適用区分等は非表示になります		
加入保険の 記号・番号		適用区分	
有効期間			
指定難病の名称			

●保険者名、記号・番号、摘要区分欄は空欄等の非表示となります。

●令和8年3月より前に交付済みの受給者証は差替えを行いません。内容が最新の情報ではない可能性があるため、当該記載内容は使用せず、必ず別紙リーフレットに記載されている方法で御確認ください。

※他の自治体の受給者証は、当該自治体に御確認下さい

※「特定疾患医療受給者証」及び「県単独指定難病医療受給者証」も同様です

#### <御注意>

受給者証が非表示になった場合においても、当面の間、PMH (Public Medical Hub) 上で適用区分等は表示されたままとなりますが、これらは参考にせず、別紙リーフレットのとおり最新の情報はオンライン資格確認システム等で御確認ください。

#### 3 適用区分が照会中となっている受給者証について

別紙リーフレットのとおり最新情報はオンライン資格確認システム等で御確認ください。御確認できない場合は、下記担当へお問い合わせください。

#### 4 療養費支給申請に係る療養証明書の様式変更について

上記改正に伴い、各指定医療機関で御記載いただく「療養費支給申請に係る療養証明書」の様式改正を行う予定です。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 5 その他

御不明な点等がございましたら、下記担当へお問い合わせください。

なお、本通知をお送りした指定医療機関名及び御住所は、令和8年2月18日時点の指定医療機関の登録データを基にしております。

担 当 埼玉県保健医療部疾病対策課  
指定難病対策担当

電 話 048-830-3562